

令和3年度決算

和寒町の財政は健全です

令和3年度決算に基づく健全化判断比率の算定した結果をお知らせします。

この各比率の算定値が基準を超えると、健全化を図るために計画をたてて国や道の監督指導を受けることになり、町の歳出も制限されることになります。

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率は、算定数値を表すことができないために「-」と表示しています。

これは、それだけ和寒町の財政が健全であることの証しです。

【財政健全化判断比率】

指 標	判断基準と和寒町の状況		
①実質赤字比率	和寒町の算定値	早期健全化基準	財政再生基準
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合	— 赤字比率なし	15%	20%
②連結実質赤字比率	—	15%	20%
全会計（一般会計+公営事業会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合	— 赤字比率なし	15%	20%
③実質公債費比率	2.9%	25%	35%
一般会計等が負担する公債費（借金）の標準財政規模に対する割合（3か年平均）		25%	35%
④将来負担比率	—	早期健全化基準	
一般会計等が将来負担すべき実質債務の標準財政規模に対する割合	— 負担比率なし	350%	

※早期健全化基準～経営があまり良くない状態です。

※財政再生基準～会社という倒産に近い状態で、国の管理下で借金を返済するため、町民税や水道料金、施設利用料金などが値上げされ、行政サービスも最低限のものしか受けられず、住民に大きな負担がかかります。

【公営企業における資金不足比率】

指 標	判断基準と和寒町の状況	
⑤資金不足比率	和寒町の算定値	経営健全化基準
公営企業ごとの資金の不足の事業規模に対する割合	簡易水道事業特別会計	— 資金不足なし
	公共下水道事業特別会計	— 資金不足なし
		20%

※経営健全化基準～経営があまり良くない状態です。